

## 附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の廃止)

2 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(平成二十六年内閣府令第三十八号)は、廃止する。